

TVサービスコンテンツ ご利用規約（抜粋版）

第1条（総則）

KDDI株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が別に定める有料放送役務契約約款（以下「放送約款」といいます。）及びF T T Hサービス契約約款（以下「F T T H約款」といいます。また、放送約款及びF T T H約款を併せて「約款等」といいます。）並びにこの「TV サービスコンテンツご利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、放送約款で定めるTVサービスに関する附帯サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2. 本規約の規定が約款等の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款等の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

3. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

第2条（用語）

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款等で使用する用語の意味に従います。

第3条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、次の各号に定めるとおりとします。

（1）ビデオサービス

当社が別に定める方法で認証を受けることにより、当社が別に定める映像その他のコンテンツ（以下「ビデオコンテンツ」といいます。）を視聴することができるサービス

（2）情報料回収代行サービス

有料情報サービス（当社が別に定めるところに従い認証を受けることにより、有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行等について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下、同じとします。）の料金を、当社が有料情報サービスの提供者（以下、「情報提供者」といいます。）に代わってお客様に請求するサービス

2. ビデオサービスには、次の各号で定める種類があります。

（1）基本プラン

暦月に従い1ヶ月間に当社が別に定める数のビデオコンテンツ（但し、当社が別に定める種類のビデオコンテンツに限ります。）を無料で視聴できるビデオサービス

（2）月額プラン

暦月に従い1ヶ月間に当社が別に定める数のビデオコンテンツ（但し、当社が別に定める種類のビデオコンテンツに限ります。）を定額料金で視聴できるビデオサービス

（3）有料ビデオ

暦月に従い1ヶ月間に前号で定める数を超える、又は当社が別に定める種類のビデオコンテンツをビデオコンテンツ単位に有料で視聴できるビデオサービス

第4条（利用契約）

本サービスを利用しようとする方（以下「申込者」といいます。）は、約款等及び本規約を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に申し込んで下さい。

2. 当社は、前項に基づく申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
3. 当社は、前項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合には、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社と申込者との間において放送約款に定めるTV契約（以下「TV契約」といいます。）が締結されていない場合
- (2) 第1項に基づく本サービスの利用申込みにあたり申込者が虚偽の内容を当社に申告し、又はその虞がある場合
- (3) 申込者が本サービスの料金の支払いを現に怠り、又はその虞がある場合
- (4) 過去に、申込者の責めに帰すべき事由により当社と申込者との間において締結していた本サービスの提供を受けるための契約（以下「利用契約」といいます。）が解除され又は申込者に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合
- (5) その他、本サービスの提供に支障を生じる虞があると当社が判断する場合

第5条（パスワード）

当社は、お客様に対し、前条第2項に基づく承諾後速やかに、本サービスの提供を受けるために必要となるパスワード（以下、単に「パスワード」といいます。）を、第4条第1項に基づくサービスの利用申込みにおいてお客様が指定した住所宛に郵送することにより通知します。

2. お客様は、善良な管理者の注意をもってパスワードを使用及び保管するものとし、パスワードの使用上の過誤又は第三者による不正使用等について、当社は、その責任を一切負わないものとします。

第6条（ビデオサービス）

お客様はビデオコンテンツを視聴するときは、当社が別に定める方法により視聴を申し込んでいただきます。なお、視聴の申込みにあたっては、前条に規定するパスワードによる認証を行います。当該パスワードにより認証された場合、当社は、お客様によるビデオコンテンツの視聴の申込みがあったものとみなします。お客様は、パスワードを、善良な管理者の注意をもって管理することとし、第三者による不正使用が想定される事態を発見したときは、お客様がパスワードを変更する等の措置を講じるものとします。

2. お客様は、第14条第3項に規定する場合を除き、事由の如何を問わず、当該申込みを撤回し又は取り消すことはできないものとします。

3. お客様は、前項に基づくビデオコンテンツの視聴を申し込んだ時刻から起算して当社が別に定める期間が満了する時刻までに限り何度でも当該ビデオコンテンツを視聴できます。

第7条（ビデオサービスの料金）

お客様は、月額プランを申込んだときは、その月額プランの種類に応じ、当社が別に定める定額料金を当社に支払うものとします。但し、当社がビデオサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、その状態が連続した時間（ビデオサービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後の24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該ビデオサービス（月額プランに限ります。）の料金に相当する額の支払いを要しないものとします。

2. お客様は、有料ビデオを申込んだときは、そのビデオコンテンツの種類及び数に応じ、当社が別に定めるビデオサービスの料金を当社に支払うものとします。

3. 当社は、ビデオサービスの料金を変更することがあります。なお、前項の料金について、前条第2項で定めるビデオコンテンツを視聴できる期間内にビデオサービスの料金に変更された場合であっても、当該ビデオコンテンツの視聴については、前条第1項に基づく当該ビデオコンテンツの視聴を申し込んだ時点におけるビデオサービスの料金が適用されるものとします。

4. ビデオサービスの料金の計算方法、支払方法及びその他の支払条件は、当社が別に掲示する通りとします。

第8条（最低視聴年齢制限付コンテンツ）

ビデオコンテンツには、最低視聴年齢制限を設けて提供するコンテンツ（以下「最低視聴年齢制限付コンテンツ」といいます。）があります。

2. お客様は、当社がTV契約に基づき提供する端末設備（以下「セットトップボックス」といいます。）の設定変更等に用いる暗証番号（以下「暗証番号」といいます。）を用いて、セットトップボックスの設定を変更することにより、最低視聴年齢制限付コンテンツの視聴制限を設定することができます。

3. お客様は、暗証番号について、善良な管理者の注意をもって管理することとし、最低視聴年齢に満たない者（以下「視聴制限対象者」といいます。）に最低視聴年齢制限付コンテンツを視聴させたくない場合等には、前項の最低視聴年齢制限付コンテンツの視聴制限を実施する、暗証番号を適宜変更する、視聴制限対象者に暗証番号を開示しない等の措置を講じるものとします。

4. 当社は、当社の責めに帰すべき事由以外の理由により、視聴制限対象者が最低視聴年齢制限付コンテンツを視聴したことに起因する不利益、損害等について、責任を負いません。

第9条（情報料回収代行サービス）

当社が第3条第1項第2号で定める情報料回収代行サービス（以下「本情報料回収代行サービス」といいます。）をお客様に提供するにあたっては、本情報料回収代行サービスに係る有料情報サービスの料金（当該有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金（消費税相当額を含めたものとします。）をいいます。以下同じとします。）を、当社が当該有料情報サービスに係る情報提供者に代わって請求することを承諾していただきます。

2. 当社は、有料情報サービスの料金について請求する場合は、当社の機器（情報提供者の機器を含みます。）により計算のうえ、当社の提供するTVサービス等の料金その他の債務と合わせて有料情報サービスを利用したお客様（当該お客様に係るパスワードを送信して利用した場合は、当該お客様が利用したものとみなします。）

に請求するものとします。

3. 有料情報サービスを利用したお客様が有料情報サービスの料金を支払わない場合において、当社が別に定める場合に該当するときは、当社は、本情報料回収代行サービスの提供を中止します。この場合において、当社は、お客様の氏名、住所等を情報提供者に通知するものとします。

4. 前項の規定により提供を中止した本情報料回収代行サービスに係る有料情報サービスの料金については、情報提供者が請求するものとします。

5. 有料情報サービスを利用するお客様が、当社が別に定める方法により有料情報サービスの料金を支払う場合は、第1項から第4項までの規定にかかわらず、当社は、有料情報サービスにより生じた債権を情報提供者から譲り受け、これを当社が別に定める第三者（以下単に「第三者」といいます。）に譲渡するものとし、当該お客様はこれを承認していただきます。

6. 前項の場合において、当社、情報提供者及び第三者は、当該お客様への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

7. 第5項の債権について、第5項のお客様が一定の期間を経過してもなお支払わないときは、情報提供者は、その債権を第三者から当社経由で買い戻し、当該お客様に再請求することについて、承認していただきます。この場合において、第三者は、当該お客様の氏名、住所等を当社経由で情報提供者に通知するものとします。

8. 第7項の規定により債権の買い戻しがあった場合は、当該お客様への本情報料回収代行サービスの提供は中止されます。

9. お客様は、当社が指定する取扱所に申し出ていただいたうえで、当社が別に定めるところにより、有料情報サービスの利用を規制することができます。

10. 当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

第11条（禁止行為）

お客様は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) ビデオコンテンツを記録媒体に記録する行為
- (2) ビデオコンテンツを複写若しくは複製し、又は翻訳若しくは編集その他の変更を加える行為
- (3) ビデオコンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為
- (4) 第三者のパスワード、暗証番号等を不正に使用して本サービスを利用する行為
- (5) 不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
- (6) 本サービスの提供に支障を来し、又はその虞がある行為
- (7) 前各号に定めるほか、当社又は第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害し、又はその虞がある行為
- (8) 法令若しくは公序良俗に違反し、又はその虞がある行為
- (9) その他、当社が別途指定する行為

第12条（一時中断）

当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を一時中断することがあります。

- (1) 当社が本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生し又は保守点検若しくは改修等を行う場合
- (2) 火災、停電、天災及びその他不可効力により本サービスを提供ができない場合
- (3) 指定サービスの提供が中断した場合
- (4) その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断した場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、当社が適当と判断する方法で事前にお客様に通知するものとします。但し、緊急の場合は、この限りではありません。

第13条（提供停止）

当社は、お客様が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

- (1) 本サービスの利用申込みにあたり当社に虚偽の内容を申告したことが判明した場合。
- (2) ビデオサービスの料金、F T T H指定サービスの料金又はその他の当社に対する金銭債務を支払期日までに支払わない場合。
- (3) お客様の責めに帰すべき事由により TV サービス又はF T T H指定サービスの全部若しくは一部の提供を停止した場合。
- (4) 約款等又は本規約の規定に違反した場合。
- (5) その他、当社の業務遂行若しくは当社の設備に著しい支障を及ぼし、又はその虞がある行為をした場合。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、当社が適当と判断する方法で事前にお客様に通知します。但し、緊急その他やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 前二項の規定は、当社が第15条に基づき直ちに利用契約を解除することを妨げるものではありません。

第14条（責任の制限）

当社は、ビデオコンテンツの完全性、正確性、確実性及び有用性等について、如何なる保証も行わないものとします。また、ビデオコンテンツのオリジナリティを尊重するため、その表現において一部の人に不快感を与えるビデオコンテンツが存在する場合があることを、お客様は了承するものとします。

2. 当社は、ビデオサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、お客様からの申告に基づきそのビデオサービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、当該ビデオサービスを利用するお客様の損害を賠償します。この場合、当社は、当該ビデオサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該ビデオサービスの料金（但し、ビデオサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヶ月の1日あたりの平均料金（但し、前6ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）に相当する額とします。）を発生した損害とみなし、その額に限って

賠償します。但し、当社は、当該ビデオサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、この限りではありません。

3. 前項の規定に拘らず、当社の責めに帰すべき事由によりビデオサービスが全く利用できない状態が、その状態にあることを当社が知った時刻から起算して1時間以上連続したとき、かつ第6条第1項に基づき視聴を申し込まれたビデオコンテンツに係る同条第3項で定める期間が満了していないときは、当社はおお客様の申告に基づき当該ビデオサービスに係る料金を返還します。

なお、当該ビデオサービスが基本プラン若しくは月額プランであった場合には、第6条第2項の規定に拘らずお客様はその申込みを取り消すことができるものとします。

第15条（利用契約の終了）

当社は、お客様が本規約（本規約において準用している規定を含みます。）に違反し又は第13条第1項各号に該当したときは、何ら事前の通知又は催告を行うことなく利用規約を解除することができるものとします。

2 お客様は、利用契約を解約しようとするときは、予め、当社が別に定める方法によりそのことを当社に通知するものとします。

3 TV契約が終了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も終了するものとします。

第16条（譲渡禁止）

お客様は、利用契約上の地位又は利用契約に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならないものとします。

第17条（利用契約に係る契約者情報の利用）

当社は、お客様の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

第18条（その他）

本規約に定めなき事項は、約款等の規定を準用します。

第19条（協議）

お客様及び当社は、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

附則

本改正規約は 2004 年 2 月 4 日より適用します。

本改正規約は 2004 年 7 月 1 日より適用します。

本改正規約は 2004 年 8 月 1 日より適用します。

本改正規約は 2005 年 4 月 1 日より適用します。

本改正規約は 2005 年 6 月 1 日より適用します。

本改正規約は 2006 年 6 月 1 日より適用します。

本改正規約は 2007 年 11 月 12 日より適用します。

本改正規約は 2011 年 5 月 31 日より適用します。

本改正規約は 2011 年 8 月 1 日より適用します。